

## 第1回定例会議事日程（第2号）

### 第1 一般質問

中里純人君

#### 1. 教育行政について

- (1) 教職員の多忙化により、授業準備の時間不足が指摘されている。本市の小中学生への影響はどうか。実態と対策について伺う。
- (2) 「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」が制定されたが、本市の取り組みはどうか伺う。

#### 2. 松林の保全と観光について

- (1) 照島に多数の松枯れが発生している。保安林への影響はどうか。伐採及び植樹の計画はどうなっているのか。
- (2) 照島の景観を活かし、観光スポットとして遊歩道等の整備を凶ったらどうか。

西別府 治君

#### 1. 市道 酔之尾・島平線の排水路改良について

- (1) 市道の現状について伺う。
- (2) 排水路を暗渠化した道路拡幅計画はないか伺う。

#### 2. 鳥獣被害対策について

##### (1) 鳥獣被害防止計画の基本方針について

- ①被害の現状及び傾向について伺う。
- ②被害防止対策と課題について伺う。
- ③対象鳥獣の捕獲計画について伺う。

##### (2) 捕獲実態について

- ①捕獲数の増加傾向について伺う。
- ②捕獲コストについて伺う。
- ③猟犬の飼育負担と犬の減少傾向について伺う。
- ④アナグマの捕獲活動の支援について伺う。

##### (3) 捕獲した鳥獣の処分及び利活用について

- ①猟友会の高齢化の実態と今後の組織等のシステムづくりについて伺う。
- ②ジビエの利活用推進について伺う。
- ③6次産業化について伺う。

江口祥子君

#### 1. 放置自動車の対策について

- (1) 市内の放置自動車の現状について伺う。
- (2) 放置自動車に対する本市の対応策について伺う。

#### 2. ヘルプマーク・ヘルプカードの導入について

精神障害者や内部障害者などで支援を必要としていることが外見からは分からない方々が援助を得やすくするために有効な施策として、ヘルプマーク・ヘルプカードが導入されている自治体があるが、本市も普及促進していく考えはないか伺う。

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

本会議第2号（3月5日）（月曜）

出席議員 16名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	竹之内勉君
4番	田中和矢君	12番	原口政敏君
5番	中村敏彦君	13番	下迫田良信君
6番	大六野一美君	14番	宇都耕平君
7番	西別府治君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	平石耕二君

---

欠席議員 なし

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	東浩二君	主	査	神 蘭 正 樹 君
補	佐	岡田錦也君	主	任	軍 神 卓 也 君

---

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	市来支所長	中村安弘君
副市	長	中屋謙治君	教委総務課長	木下琢治君
教育	長	有村孝君	消防長	前屋満治君
地方創生統括監	松尾章弘君		学校教育課長	松山隆志君
総務課	長	中尾重美君	農政課長補佐	富永孝志君
政策課	長	満 蘭 健士郎君	土木課長	内田修一君
財政課	長	田中和幸君	水産商工課長	平川秀孝君

---

平成30年3月5日午前10時00分開議

△開 議

○議長（平石耕二君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（平石耕二君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。  
まず、中里純人議員の発言を許します。

[9番中里純人君登壇]

○9番（中里純人君） おはようございます。

私はさきに通告いたしました2件について質問いたします。

2015年のクリスマスに、電通社員の高橋まつりさんが過労自殺し、翌年、労災認定されました。違法残業による長時間労働が原因です。

昨年になって、NHKの女性記者が4年前に過労死したことが公表されました。これも、200時間を超える時間外労働が原因とのことです。

国においても、長時間労働の解消を図るため、働き方改革の取り組みが始まっています。このような中で、教職員の多忙化が社会問題になっています。

2016年の教員勤務実態調査によりますと、小学校職員の33.5%、中学校職員の57.7%が月80時間以上の時間外勤務、いわゆる過労死ラインを超えています。

建設業で13.1%、飲食業で28.4%と言われていいますので、ほかの業界と比較しても、異常とも言える長時間労働です。

また、月100時間以上の時間外勤務は小学校で17.1%、中学校では40.7%に達しているとのことですので。

愛知教育大学等の調査によりますと、仕事の悩みとして、授業の準備をする時間が足りないと答えた教員は小学校94.5%、中学校84.4%、仕事に追われて生活のゆとりがないという教員も小学校76.6%、中学校75.3%となっています。

この原因として、1、月1の土曜授業が始まり、授業時間が増えたこと、2、保護者対策やいじめへの対応、3、部活動への対応、4、給食費の徴収等が挙げられているようです。

中央教育審議会では、昨年の12月に、教員の働き方改革に関する方策の中間まとめを文部科学省に提出しました。業務を三つに分類して、1、登下校の見守りなど、学校以外が担うべきもの、2、部活動や校内清掃など、学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のないもの、3、授業の準備や成績処理など、教員の業務だが、負担軽減が可能なものと分類しています。

放課後や夜間の見守りなど、学校が担ってきた業務の一部を地域住民や自治体に任せて、部活動でも外部の人材を積極的に活用するというものです。

教職員の業務が多忙化する中で、児童生徒への授業等の教育指導には、十分な時間を確保しなくてはなりません。授業を充実するための環境整備として、行政は、また、地域住民や保護者はどのようにかわっていけばよいのでしょうか。

教育環境の整備につきましては、ハード面、ソフト面あるわけですが、ハード面については、市内小中学校全ての耐震工事が完了し、来年度は空調の整備に取りかかられますが、ほかにどのような計画をお考えなのか。

市長は特認校制度や小規模校の存続等、力を入れておられます。重要なことは、本市の先生方が児童生徒の皆さんに充実した授業を行うための環境づくりを行政としてどう整備するかです。本市の先生方の多忙化の解消に向けて、どのような検討する機会をつくっていかれるのか。

以上で、ここでの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。中里純人議員の御質問にお答えをいたします。

ハード面につきまして、お述べになりましたとおり、これまで平成19年度から平成27年度まで、事業費16億4,400万円をかけて、子どもたちの安全を守るため、耐震対策が必要な施設につきまして、耐震工事とあわせて改修工事を行ってまいりました。

また、平成30年度から平成31年度にかけて、教育環境の整備を図るため、市内の公立小中学校、幼稚園にエアコンの設置をすることとし、現在、議会の皆様に御提案を申し上げております。平成30年度当初予算に、中学校5校及び幼稚園2園の整備に係る経費を計上しているところであります。

なお、施設の老朽化等に伴い、校舎等の改修工事を行っていく必要がありますが、各施設の状況を見ながら、整備計画を策定することとしているところであります。

次に、教職員の多忙化の解消についてであります。

教育は人づくりであり、未来づくりであると思っております。これまでの学校教育は、先生方が専門性を持ち、幅広い業務を担うとともに、子どもたちの状況を総合的に把握して指導され、高い成果を上げてきました。

こうした成果は、先生方が子どもたちへの情熱や、教育に対する使命感を持った献身的な取り組みを積み重ねてきていただいた、その上に成り立ったものだと思っております。

しかし現在、情報化やグローバル化、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化、地域社会等とのつながりの希薄化など、学校が抱える課題が複雑化、多様化しております。

おのずと学校の役割は拡大せざるを得ない状況になっており、国を挙げた働き方改革が叫ばれる中、学校現場では、教職員の長時間勤務が問題になっております。

このような中、先生方の勤務実態を改善し、子どもたちと元気に生き生きと向き合えるような環境をつくっていくことは大変重要であると認識しております。

今後、各学校の実態を踏まえながらも、必要に応じ、総合教育会議等において、先生方一人ひとりがさらに心身ともに健やかに子どもたちに向き合える教育ができる勤務環境の整備について協議する機会を設定してまいりたいと考えております。

**○9番（中里純人君）** それでは、具体的に伺いますが、平成28年度の教員勤務実態調査結果が公表されています。

本市の市立小中学校の校長並びに教頭、教職員の月平均の時間外勤務の実態について、明らかにされたいのであります。

**○教育長（有村 孝君）** 皆さん、おはようございます。

教職員の時間外勤務の実態について、お答えをいたします。

教職員の勤務実態につきましては、平成25年度から全教職員が出退時刻記録カードに毎日の出勤時刻及び退勤時刻を記録することによりまして、みずからの勤務状況を把握し、適切な勤務時間管理に役立てることができるようにしております。

また、管理職は毎月、出退時刻記録カードをもとに、全教職員の勤務実態を把握するとともに、必要に応じて適切な勤務について指導をしております。

市教育委員会といたしましても、2月、6月、11月の年3回、学校の出退時刻記録カードに基づく、各小中学校の教職員の勤務実態を報告してもらっております。

昨年11月の調査によりますと、9月から11月の3カ月間で時間外勤務が過労死ラインとされる月80時間を超えた教諭等は小学校にはおりませんでした。

しかし、中学校では、部活動の時間を含めて80時間を超えた教諭等は、月平均、9月から11月までの平均でございますが8人、10.9%となっております。

また、管理職につきましては、11月の時間外勤務が月80時間を超えた教頭が6人おります。そのうちの4人が100時間を超えております。

こうした実態を踏まえまして、市教育委員会といたしましても、必要に応じて、校長・教頭研修会等で超過勤務の解消に向けた取り組みを行うよう指導しているところでございます。

教職員がゆとりを持って子どもたちと向き合える環境を整えることが、子どもたちの健全育成のために大切であることから、今後も業務改善と適正な勤務時間管理に努めてまいりたい所存でございます。

**○9番（中里純人君）** 校長の実態についてはお述べになりませんでした。行政としましては、実態を把握するということが最低限やらなくてはならない責務だと思います。

中間まとめにも、行政並びに管理者の責務と明記してあります。学校運営にかかわることは、管理者である校長の役割ですが、校長一人に任せるのではなくて、設置者である市もバックアップ並びに応援をしていくことが大事と考えております。

出勤簿はあるものの、タイムレコーダーの設置は1割しかなく、出退勤の時間は9割が把握されず、労務管理もされていないというようなこともお聞きしますが、本市ではどのようなのか、最低限の実態を把握するという事は喫緊の課題と思っております、再度伺います。

**○教育長（有村 孝君）** 先ほど校長の80時間を越えたデータ、これは一人もいませでした。80時間以内ということで、ちょっと漏れておりました。申しわけございません。

先ほど来ありますように、平成25年度から出退記録カードを採用しております、パソコンの中に毎日打ち込みますと、月の累計の超過勤務時間が出るようになっております。

その結果を年3回、私どものほうに報告してもらって、また、私ども行政として、校長、教頭を通じて、適正な勤務時間の管理を行うよう指導しているところでございます。

なお、学校によりましては、また、いろいろと協議をしまして、それなりの対応策をとっている学校もあると聞いております。

**○9番（中里純人君）** 2020年の英語の教科化によりまして、授業時数が増加するとともに、本県本市では月1回の土曜授業も実施されているところでございます。

授業時数が増加する分を、さらに土曜日に上乗せするということができないような中で、英語の教科化に対する授業時間の確保をどうするか、見解を伺うものです。

また、多忙化が要因で休職したり、児童生徒とのかかわりとか、保護者との関係で精神疾患にかかる方が増加しているというような報道も見かけますが、教職員の定期健診等の健康管理というのは、どのようにされているのか。

また、本市におきまして、長時間労働等が原因で

休職されている方はいらっしゃるのか伺います。

**○学校教育課長（松山隆志君）** 初めに、外国語科の教科等に伴う授業時間の確保についてお答えいたします。

新学習指導要領の実施に伴いまして、小学校では3、4年生に外国語活動が、それから5、6年生には外国語科が導入されます。

授業時数は2年間で段階的に増えまして、平成30、31年度は、3年生から6年生までの各学年で、現在よりも週当たり0.5時間ずつ増えます。また、平成32年度からは、各学年でさらに0.5時間ずつ増え、現在よりも週当たり1時間ずつ増えることとなります。

増えた授業時数の確保につきましては、各学校で行事等の見直しや、指導計画の工夫を行うことで可能であります。

また、市教委の主催行事や会議等を見直すことで、各小学校の外国語科等の授業時数確保に努めたいと考えております。

**○教育長（有村 孝君）** 教職員の健康管理についてでございます。

本市は、教職員の定期健診を年1回実施しております。検診内容は、血液検査、聴力検査、尿検査、そして心電図検査、結核検診、胃検診等でございます。

校長は、この定期健康診断結果や個々人の人間ドックの結果をもとに、教職員個々に健康管理に努めるよう指導しているところでございます。

また、心の健康の保持増進のため、本年度から、市内の全教職員にストレスチェックを実施し、教職員のメンタル面のケアの参考として活用されております。

さらに、校内研修等でストレス対処法の実技などを行うメンタルヘルス研修等を実施して、教職員の心の健康に対する意識を高め、不安やストレスの解消に努めている学校もございます。

今後、全ての学校でこのような研修が実施されるよう、指導してまいりたいと考えております。

そのほか、各学校では、定時退庁日の設定とか、あるいは、職員の健康の保持増進を図るための対策

について審議する衛生委員会を定期的開催いたしまして、教職員の健康管理を行っているところでございます。

それから、休職をしている教職員の数と言われましたかね。長時間労働等で休職している教職員等の状況について、現在、病気等を理由に休職している教職員は6人ございます。長時間労働を原因として休職している教職員はいないと考えているところでございます。

**○9番（中里純人君）** 答弁がありました。休職者は6人、そのうち長時間労働の要因による者はいないとのことでございます。

先ほど、壇上で読みましたけど、調査によりますと、授業の準備をする時間が足りないと答えた教員は小学校で94.5%、中学校で84.4%です。児童や生徒への授業等の教育指導に十分な時間を確保しなくてはならないと思います。

生徒指導や保護者対策、いじめ、不登校問題など、授業以外のことにかかわる時間が最近では増えていると伺いますが、小中学校は学校の規模とか地域性がございます。どのような課題があるのか伺います。

また、先生方は何をどのように改善してほしいのか、市としては先生方に対してアンケートとか調査を行っているのか伺います。

**○学校教育課長（松山隆志君）** 初めに、アンケートの実施についてお答え申し上げます。

市教育委員会としてのアンケートの実施につきましては、現在、直接、私どものほうで調査をしているということはありません。

ただ、各小中学校におきましては、先ほど教育長のほうからもありましたが、学期に1回以上、衛生推進委員会を開催しております。

この委員会は、衛生に関する事項について、職員の意見を聞くための機会として設置をされております。管理職と学校医及び教職員代表等が集まりまして、健康障害の防止対策や、職員の健康の保持増進を図るための対策などについて審議をしております。

この衛生推進委員会の審議によりまして、定時退庁日を徹底しましたり、2学期のテスト前に部活動休止期間を設定したりするなどの対応策を講じた学

校もございます。

このほか、行事の準備や、授業準備等の時間を確保するための放課後の会議等を減らしてほしい、あるいは働き方改革について、できることから一つ一つ変えていけたら、働きやすい環境になるのではないかなどの要望や意見が出されておるところでございます。

**○教育長（有村 孝君）** 学校における課題についてということでございます。

議員仰せのとおり、学校の業務の状況は、校種や学校規模、あるいは地域の特性等によっても異なります。

学校種別に申しますと、まず、小学校は学級担任制であることから、一人の教師が担当する授業時数が多くなります。給食の時間も指導を行い、休み時間も児童と一緒に活動し、安全への配慮等を行うことが多く、休憩時間が確保できず、連続して勤務することがございます。また、児童の在校中に、校務や授業準備を行う時間の確保が難しい場合もございます。

次に、中学校は教科担任制でございますので、学校規模や教科により担当する授業時数は異なりますけれども、小学校に比べて、生徒指導や進路指導にかかわる業務の負担が大きくなる傾向にあります。また、部活動にかかわる時間が長いことから、授業準備等の時間の確保が難しい状況もございます。

このほか、教師は授業以外の事務も担っておりまして、また、保護者、PTAや地域との連携、通学路の安全確保など、さまざまな業務を担っております。

特に小規模校では、一人の教師が多くの分掌事務を兼ねて担当せざるを得ない状況等もございます。

さらに、学校におけるいじめや不登校、子どもの貧困などのさまざまな課題や、保護者等への丁寧な対応が求められるような事案も増えてきております。

学校、教職員だけで対応することが、質的にも量的にも難しくなっている状況であると考えております。

**○9番（中里純人君）** 答弁がありました。アンケートは実施していないということでございますが、

今、述べられました課題の解決に、学校行事、事務作業など、学校や先生方はどのような業務の改善に取り組んでいらっしゃるのか、本市としては独自でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置事業を行ってきましたが、先生方の負担の軽減につながっているのかどうか伺います。

**○学校教育課長（松山隆志君）** 初めに、学校における業務改善の取り組みについてお答えいたします。

各学校におきましては、毎年、学校行事の精選や廃止を検討したり、関連のある会議を統合したり、あるいは、職員朝会や職員会議の回数を減らすなどして、校務処理や授業準備などの時間、子どもたちと向き合う時間を生み出すよう努めております。

また、校務分掌組織を見直し、複数体制を整備して、事務を分担したり、校内LANを活用してデータの一元化を行い、資料作成の効率化や情報の共有化を図ったりしております。

さらに、服務規律にかかわる年間指導計画に基づく勤務時間の適性化に係る指導、それから、出勤時刻や退勤時刻を記録する出退時刻記録カードの活用、定時退庁日や部活動の休養日の設定、時間外勤務をする際の管理職への届け出の取り組みなどを通して、適正な勤務時間に対する教職員の意識の高揚を図っております。

続きまして、もう一つのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用についてお答えいたします。

スクールカウンセラーは、学校で児童生徒や保護者、教職員を対象とした相談活動を行っております。子どもに寄り添って不安や悩みを聞き、必要に応じて適切なアドバイス等を与えることで、子どもの精神面の健康の保持増進を図っております。そのことが、ひいては不登校やいじめ等の未然防止につながっております。

一方、スクールソーシャルワーカーは、不登校等の児童生徒の家庭訪問をしたり、福祉や子育て等の関係機関と連携して、子どもの家庭環境の改善を図ったりしております。そのことで、不登校が改善されたり、社会的な支援が必要な子どもを見守る体制を整えたりすることができます。

このように、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが、その専門性を活かして、子どもの精神面や生活環境の安定を図ることで、教師の生徒指導や、関係機関との連絡調整の負担が軽減されるとともに、本来の業務である学習指導や、子どもとの触れ合いに充てる力を増やすための一助となっております。

**○9番（中里純人君）** 県教委におきましては、現在、学校における業務改善方針について、パブリックコメントを実施しているわけですが、私はこの質問を通告しましてから、すぐに県議会の一般質問の答弁でリフレッシュウイークを設定し、閉庁日を設けるといふ方針が報道されました。

教職員の多忙化の解消というより、教職員が休暇をとりやすい環境をどう整備していくかという観点で、今、全国的に学校閉庁の動きが急速に進行しているようでございますが、静岡県島田市などでは、お盆の3日間を閉庁にするとかいう取り組みがなされておりますが、本市におきましては、どのように検討していかれるのか伺います。

**○教育長（有村 孝君）** 学校閉庁日についてでございますが、教職員の長時間労働が問題化する中で、夏休みなどの長期休業中に学校の業務を一定期間休む、つまり、学校閉庁日を設ける動きが全国で広がっております。御承知のとおりでございます。

学校閉庁日を先行して実施している県内の市町では、8月の14、15日を学校閉庁日に設定するなどしており、教職員からは一斉に学校が休みだと休みやすいのでありがたいという声もある一方で、学校閉庁日を設定することで、教職員が望まなくても強制的にその日に休まなければならないというデメリットも考えられます。つまり、自分が休みたいときに休みたいということでございます。

この学校閉庁日の設定につきましては、県教委が、今議員が仰せのとおり、さきの県議会において、夏季休業期間中に学校行事やスポーツ大会などを実施しない、いわゆるリフレッシュウイークを県内の全公立学校で一斉に設定し、県立学校では同ウイーク中に学校閉庁日を設ける方針を明らかにしております。

このことから、まずは教職員が休みをとりやすい環境づくりを今後も進めるとともに、県教委の指導や、先行して実施しています、先ほど紹介しましたがけれども、市町の状況を踏まえながら、学校閉庁日の導入について検討してまいりたいと考えております。

**○9番（中里純人君）** 岡山県的美咲町立加美小学校では、教師業務アシスタントを採用して、成果を上げているようでございます。

アシスタントの仕事というのは、授業している間に翌日のプリントを印刷するとか、教材や機材の準備、学校徴収金の集金、支払い業務、各種配布物のグラフ等の作成、名簿作成、九九の暗唱を聞いてあげるなどの学習支援の一部など行われておるようでございますが、今後は採点とか添削にも拡大することを検討中のようです。本市ではどのようなか伺います。

また、平成30年度の予算要求で、県単位での統合型校務支援システムの初期導入費が上げられているようでございますが、このシステムで事務事業のどのような軽減が図られるのか、活用している学校は県内にどれくらいあるのか、また費用はどれくらいかかるのか、本市で導入するということについてはいかがか伺います。

**○教育長（有村 孝君）** まず、教師業務アシスタントの採用についてでございます。

教師の業務の見直しを推進しまして、教員が担うべき業務に専念できる環境を整備するための業務改善策の一つとして、先ほどありました岡山県や横浜市などでは教師業務アシスタントを配置しております。

教師業務アシスタントは児童生徒、保護者等へのプリントの配布の印刷、また、学校徴収金の集金、支払いなどの教員の事務作業や、授業準備の補助等の業務を補助する職員で、試験的に導入した自治体では、教員や教頭などが本来の業務に充てる時間が増えてよいか、あるいは、勤務時間の削減にもつながったと高い評価を受けておるようでございます。

この教師業務アシスタントの配置につきましては、国の平成30年度予算案にスクールサポートスタッフ

として盛り込まれております。こうした国や県の動向を注視しながら、参考にしてまいりたいと思っております。

**○学校教育課長（松山隆志君）** 校務支援システムについてお答えいたします。

昨年10月の県内の19市への調査によりますと、既に導入済みの市が4市、導入予定が2市、未定が11市、そして導入予定のない市が1市でございます。

この校務支援システムは、週や月行事等のスケジュール機能、掲示板機能、ファイル共有機能などを備え、情報共有を円滑に行えるとともに、勤務時間管理や成績処理、時間割作成や授業時数の計算、学籍や指導履歴等の管理などができるものでございます。

先行して導入している学校の話によりますと、こうした機能を活用することで、連絡調整の時間の短縮や情報共有の効率化が可能となり、児童生徒と向き合う時間がこれまで以上に確保されるようになったと聞いております。

また、ある市では校務支援システムを利用することで、校務処理にかかる時間が1日当たり通常期で平均30分ほど、繁忙期、学期末のことですが、繁忙期で68分ほど効率化されたとのアンケート結果もございます。

本市では、一つの中学校で昨年度から試験的に導入しており、教職員からも好評であることから、来年度は試験導入をさらに6校増やすとともに、平成31年度からの各学校の校務用パソコンの入れ替えにあわせて、本格的に導入することを検討しております。

なお、導入費用につきましては、1校当たり約30万円、年間の保守費用としまして、全校で約50万円と聞いております。

**○9番（中里純人君）** 業務改善につきましては、それぞれメリットがあるということをお聞きしました。

次に、スポーツについてでございますが、スポーツ庁の調査では、公立中の3割が部活動を強制しているとの結果があります。

本市では諸中学校の部活動は、どのような運動や



文化活動に何割が所属しているのか。

1月16日にスポーツ庁は運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン骨子案を示しました。

1、適切な運営のための体制整備、2、合理的で、かつ効率的、効果的な活動の推進のための取り組み、3、適切な休養日等の設定、4、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備、5、学校単位で参加する大会等の見直しの5項目に取り組みを指摘しています。

中学校におきましては、スポーツ傷害やバーンアウト、燃え尽き症候群の予防並びに週2日の休養日を設けることが望ましいとされておりますが、実態はどうか。週2日休んでいるのか、本年度の本市の中学校で実際に週2日休養日を実施した部活の数は幾つあったのか伺います。

**○学校教育課長（松山隆志君）** 週2日の休養日を実施している部活動の数についてお答えします。

本市の中学校には、現在、バスケットボール部、バレーボール部、ソフトテニス部、弓道部、野球部、サッカー部等、32の部活動が設置されております。平日には、おおむね1時間30分から2時間、土日にはおおむね3時間から4時間活動しております。

全ての部活動において、土日のいずれかでノー部活デーを設定しており、土日に練習試合や大会出場などがある場合は、平日に振りかえてノー部活デーを設けております。

このように、全部活動で週1回の休養日を設けておりますが、現在のところ週2日の休養日を設けている部活動は一つとなっております。

**○9番（中里純人君）** 週2日の休養日を設けているところは一つということですが、先生方の中には熱心に指導する方、経験がなかったり、子育てやプライベートな諸事情などで積極的にしたくない方などいろいろいらっしゃるようですが、部活動に対しまして、何人の先生がかかわっているのか、また、その中で経験のない先生の状況はどうか伺います。

あと、調査によりますと、公立中学校の48%の方が、校務と部活動の両立に限界を感じていると答えていますが、本市の教員は校務との両立の状況はど

うなのか伺います。

**○学校教育課長（松山隆志君）** 初めに、部活動にかかわっている教職員数と未経験者数についてお答えいたします。

本市の中学校に設置された32の部活動の正副顧問は全て教職員が務めており、正顧問は32人、副顧問が36人、計68人となっております。

市として、部活動の指導に当たる正顧問のうち、担当する部活動の指導や競技等の経験のない教職員は17人おります。

続きまして、部活動と校務の両立の状況についてお答えいたします。

部活動は、同好の生徒がより高い水準の技能や記録に挑戦する中で、自主性、協調性、責任感、連帯感などが育成され、生徒と教職員の円滑な人間関係の形成が図られるなど、生徒指導においても大きな役割を果たしております。

こうした部活動の教育的意義を背景としまして、全国のほとんどの中学校では、教職員が部活動の指導をすることが多いのが実態でございます。

部活動と校務の両立の状況について、各中学に聞き取り調査をしましたところ、ほとんどの教諭が部活動と校務を両立できているとのことでした。

しかし、校務の業務量の増加や、部活動の専門性などの問題によりまして、部活動と校務の両立に負担を感じている教員もおおすと思われます。顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、校長のリーダーシップのもと、学校組織全体で部活動の運営を行う体制づくりを推進するとともに、外部指導者や部活動指導員の活用等についても検討してまいります。

**○9番（中里純人君）** 部活動に対しましては、学校全体で取り組んでいくというようなことですが、今後、少子化によりまして、部活動の見直しなどを検討しなくてはならないかと思っておりますが、保護者やOBなどの協議等に教育委員会も積極的にかかわっていくべきではないかと考えております。

また、地域行事と部活動が重なって、部活動優先になって参加が少ないといった声が前から聞こえて

おりますが、どうか伺います。

**○教育長（有村 孝君）** 確かに、部活動とか、あるいはスポーツ少年団活動、それによりまして小中学生を対象とした地域行事への参加が少なくなっているということがよく聞かれます。

そこで、第3土曜日は青少年育成の日ということで、社会教育を中心にしながら、この日は子ども会活動に参加することとか、あるいは、先ほど来ありますように、教職員の勤務時間の削減に、多忙化に歯どめをかけるためにも、この部活動休養日を2日にすると、休みを2日にするという事等も報道され、なお、この部活動の休養日の2日への拡大ということが今よく叫ばれているわけですが、2月23日付の新聞報道によりますと、県教育委員会はさきの県議会で、公立中学校及び高校の部活動の休養日を原則として土日いずれかに1日、平日、月曜日から金曜日までに1日、合計2日、1週間に2日休養日という方針を示しております。

今後、私どもも県教委の指導を踏まえながら、適切な部活動運動に向けた対応を進めてまいりますけれども、部活動の休養日の設定につきましては、賛同いただける保護者もいらっしゃると思いますが、一方では、もっと練習日を増やしてほしいという要望等もございます。

保護者の方々の御理解や御協力を得ながら、生徒や教職員の過重負担が解消されまして、適切な部活動の運営がなされるよう指導してまいりたいと思っております。

**○9番（中里純人君）** 部活動の外部指導者の導入の状況について伺いますが、教職員以外の外部の指導者の導入の実態はどのようなか。本年度、何名の方が、どのような部活に何時間ぐらい当たっておられるのか。また、安全確保に対する研修とかは十分なのかということ。それから、希望する学校に配置されているのか、教育委員会の方針とか考え方はどのようなのか伺います。

**○学校教育課長（松山隆志君）** 外部指導者の導入の実態についてお答えいたします。

現在、本市においては、10人の外部指導者に御指導いただいております。

御指導をいただいている部活は、バスケットボールが4人、ほか、ソフトテニス、バレーボール、卓球、剣道、弓道、総合芸術が1人ずつとなっております。

指導時間につきましては、お仕事等の御都合に合わせて御指導に当たっておりますので、一概には申し上げられませんが、平日はおおむね1時間30分から2時間、土日の部活がある日につきましては、おおむね3時間から4時間で御指導いただいております。

それから、外部指導者の希望ですね、各学校の希望に即しているかという御質問ですが、現在、各外部指導者につきましては、それぞれの学校におきまして、各部活動の必要に応じて人選を行い、御指導を依頼しております。

各部活動の必要に応じて外部指導者を依頼できているかについて、各中学校に聞き取りをいたしましたところ、現在、外部指導者を必要としている全ての部活動において、外部指導者の活用がなされているとのことです。

外部指導者の皆さんは、その競技や文化活動等の経験者であり、専門的な知識、技能をお持ちでございます。その経験を活かしていただくことで、生徒のさらなる技能等の向上が期待できます。

こうした部活動指導の充実や教職員の負担軽減の観点から、今後さらに外部指導者の活用を積極的に行うことが大切であると考えております。

**○教育長（有村 孝君）** 外部指導者の方々への安全対策でございますけれども、部活動はあくまでも学校の生徒指導上、極めて大切な活動でございますので、教師と同じような資質、能力を持っていただいて、生徒指導の一環として、スポーツなり文化活動を指導していただくわけでございますので、その中に安全指導というのも、もちろん第一に、依頼するときにそれぞれ学校長、学校側からお願いをしております。

また、私ども教育委員会のほうからも、外部指導者の方々にはそのような注意は随時いたしているところでございます。

**○9番（中里純人君）** 今後、放課後とか夜間の見

守りなどを地域に任せる方針のようでございますが、中間まとめには、朝の登校指導とか学校の清掃等を民間や地域に委ねることも記載されております。

今後、地域は学校に対してどのようにかわりを持っていくべきなのか伺います。

**○教育長（有村 孝君）** 地域が学校のさまざまな部活動以外にも関わってほしいということもございしますが、特に地域の方々の部活動へのかかわり方について私ども、今、議員もちょっと仰せになりましたけれども、地域の部活動への関わり方については、昨年12月の中央教育審議会の学校における働き方改革に関する中間まとめを受けまして、文部科学省がまとめた「学校における働き方改革に関する緊急対策」では、部活動の顧問について、教職員の負担軽減や、生徒への部活動指導の充実の観点から、外部人材や部活動指導員の活用を積極的に行うことが求められております。

また、地域の総合型のスポーツクラブとの連携を進めること等も含まれております。

地域の方々が部活動以外で、今、私どものいちき串木野市では、本年度から全小中学校に学校運営協議会というのを設置いたしました。

この協議会の導入によりまして、保護者や地域住民が学校に協力的になりましたとか、あるいは、学校支援活動が活発になったなどの成果が報告されておりますが、いわゆる学校を部活だけじゃなくて、学校の教育活動全般を応援していただく、そういう応援団として、学校運営協議会に機能を持っていただいております。

先ほど申しました、非常に喜ばれているといいましょうか、学校教育に対する理解もそうですけれども、御指導、御理解いただいて、学校職員の負担軽減にもつながっているし、また、学校長の学校経営にも非常に大きく貢献しているのではなかろうかなと思っております。

ですから、地域の中の学校づくりということも、今後も学校運営協議会等を中心にしながら進めてまいりたいと思っております。もちろん、その中で部活動等のこともございます。

**○9番（中里純人君）** 今、お述べになられました

ように、コミュニティスクールが導入されまして、学校運営協議会において、地域ぐるみの学校づくりというのが行われているようでございます。

照島地区の一例を紹介しますと、照島地区では41年続いております地域の伝統行事であります凧揚げ大会が新年早々に開催されました。

今年初めての取り組みとして、照島小学校で凧づくりの教室がありました。地域の皆さんと子どもたちと一緒に凧をつくって、それを持ち寄って、当日は多くの参加者があったわけでございますが、今、紹介しましたように学校と地域が一体となって関わっていくというようなことが肝要かと思っております。

次に、先日、名古屋大学大学院の内田准教授の講演会に参加しました。「学校に働き方改革の風を」というテーマでしたが、長時間労働の現状とか、給特法と労務管理の問題などの話の中で、特に指摘があったのが、授業以外の面倒な仕事を教員みずから子どもたちのために教育的意義があると信じて続けている。一例を挙げられましたが、部活動では競技経験のない先生が部活動を生徒と一緒にするうちに楽しくなってきた、自分で競技について勉強して指導し、一つ勝てば、さらに上を目指して練習時間が増え、自分の時間や子どもと接する時間がなくなって、後戻りできなくなる。結局は子どもたちのためにならなくなる。教員自らが自主的な働き方について考えるべきであるという指摘がありました。

このことにつきまして、見解がありましたら伺います。

**○教育長（有村 孝君）** 部活動指導につきましてもうそうですけれども、やはり教師というのは、部外の指導者を依頼するというのも大事ですけれども、部活動については、やはり素人でも、生徒指導上と人間関係をつくるためには、やはり学校の教職員が直接苦手の競技種目でございまして、あるいは文化面でございまして、やっていくのが教育上は非常に好ましいことじゃなかろうかなと思います。部活動の趣旨の一面ではございますけれどもですね。

ただ、どうしてもそういうことができない場合、先ほど来ありますように、部外指導者をお願いして

いるわけですが、元はやはり教育は教師の人なりだろうと、考え方、自主的などいいでしょうか、そういったように、議員仰せのとおり意識を持って、気持ちを持って、子どもの教育に当たるべきだろうなど思っております。

そうすることが、さまざまな体験を通していく中で、教師の中にも培われていくのかなと思っております。

もちろん部活動を嫌がる教職員もいらっしゃるし、また、学校事務が面倒だとか、いろいろございます。

ただ、私どものいちき串木野市では、そういったような学校の担任教師がする業務以外の、いろんな事務もございますけれども、事務職員が応援をするとか、あるいは、給食費等につきましては、本市ではもう学校担任は集めませんので、その点は業務上は削られているということになっているわけですが、あるいは、学校主事さんがプリントを印刷してあげたり、学校内でできることは学校内でと、そのことがまた、先生方の意識を高めていくということにもつながっていくんじゃないかなと。学校はあくまでもチームとして頑張らせていただいておりますので、一人ひとりが力を合わせながら、少々無理もあるでしょうけれども、お互いに譲り合いながら、助け合いながらやっていただくと、それがまた、子どもへの教育力の向上にもつながっていくし、学校の教育力の向上にもつながっていくんじゃないかなと思います。チームということで今、校長会を通じて学校づくりを進めているところでございます。

**○9番（中里純人君）** 先ほど、市長がお述べになりました設置してあります総合教育会議で十分に論議されて、具体的施策を実施されることを希望いたします。

次に、かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例が昨年の3月に制定されました。

条例の目的には、自転車の安全で適正な利用に関し、県の責務並びに自転車利用者、販売業者、貸付業者、事業者、県民、保護者、学校の長及び関係団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本的事項を定めることにより、自転車に関係する交通事故の防止及び被害

者の保護を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するとうたわれております。

2017年の交通事故件数のうち自転車によるものが19%で、そのうち死亡者が13%に上るようです。

携帯を使いながらの運転とか、ブレーキのない自転車での事故が多発しております。去る15日には、川崎市で女子大生が左手でスマホを操作し、右手に飲み物を持ってハンドルを支え、77歳の女性と衝突して、死亡させております。

この条例によりますと、学校長の役割としまして、児童生徒の交通安全教育の実施に努めるものとされております。

これまでも交通安全に関しましては、さまざまな取り組みがなされてきたと理解しますが、昔は小学校では自転車に関しまして、運転技術によって運転許可証というのが発行されていたのも記憶しておりますが、安全教育についてはどのような伺います。

**○教育長（有村 孝君）** 交通安全教育の実施状況についてでございますが、各小中学校における交通安全教育の実施状況につきましては、毎年、年度初めの4月ないしは5月に交通安全教室を実施いたしております。

小学校1、2年生につきましては、主に安全な道路歩行や道路横断の仕方について、また、小学校3年生から中学生には、主に自転車の点検の仕方や、正しい自転車の乗り方について指導がなされております。

校庭等に特設しました信号機のある模擬交差点を使いまして、実際に道路の安全な渡り方や、自転車の安全な運転の仕方を体験を通して学ばせているところでございます。

また、学校によっては警察署の職員による交通安全教室等も行われております。

**○9番（中里純人君）** 10月1日から自転車損害賠償保険等への加入とか、乗車用のヘルメットの着用に関する規定が施行されました。

自転車の利用者は保険への加入義務並びにヘルメットの着用の努力義務、保護者におきましては、幼児、児童、生徒へのヘルメットの着用が義務づけられております。

自転車の事故による損害賠償も多額であると報じられておまして、9,000万円を超える事例もあるようでございます。

児童生徒への指導並びに保護者への啓発はどのようになっているのか、ヘルメットの着用状況、あわせて損害賠償保険の加入状況等について伺います。

**○教育長（有村 孝君）** 自転車による事故、特に児童生徒への指導及び保護者への啓発についてですが、極めて大切なことじゃなかろうかなと認識しております。

児童生徒への指導及び保護者への啓発がどのようになされているかでございますけれども、このたびの、先ほど御案内がありましたように、かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例というのが制定されました。これによりまして、保護者が中学生以下の子どもにヘルメットを着用させることや、自転車利用者の自転車損害賠償保険への加入が義務化されました。これまでは努力義務でしたけれども、義務化されました。

市教育委員会からは、昨年8月にかごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例の施行に伴う適切な対応についてという文書を各小中学校に送付いたしまして、ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険の加入について、児童生徒や保護者に指導や啓発をするよう学校長に通知を出したところでございます。

児童生徒に対しましては、先ほど申し上げました交通安全教室等において、条例が制定された理由や守らなくてはならないルール等を学年に応じて説明や指導が行われているところでございます。

保護者に対しましては、各小中学校で学級・学年PTA等での条例についての説明を初めとしまして、学級通信や学校だより等で条例に関する情報提供を行っております。

また、市教育委員会から鹿児島県生活文化課の作成いたしましたチラシを学校に配布いたしまして、ヘルメット着用と自転車損害賠償保険加入の啓発を行っているところでございます。

**○学校教育課長（松山隆志君）** ヘルメットの着用率と、それから保険への加入状況についてお答えい

たします。

ヘルメットの着用状況につきましては、自転車通学をしている本市の中学生は、11月現在で100%着用しております。

また、通学时以外の小中学生につきましては、2月現在の調査では、おおむね着用できているようですが、全員が着用するよう、再度、学校に指導したところでございます。

また、自転車保険への加入状況につきましては、自転車通学をしている本市の中学生は、11月現在で100%加入済みです。

また、通学时以外については、各小中学校で斡旋しております鹿児島県PTA自転車安全会への自転車を持っている児童生徒の加入率は、小学生で15.5%、中学生で27.4%です。

実際には、別の任意保険に加入していたり、自転車そのものに保険がついていたりする場合もありますので、各家庭で確認の上、未加入の場合は、加入の必要性について広報、啓発するよう、各小中学校に指導しておりますが、今後も繰り返し指導してまいりたいと思っております。

**○9番（中里純人君）** 私ごとでありますけど、昨年の末に歩道を歩いておりましたら、小学生の運転する自転車に追突されまして、その場は優しく交通指導してあげたわけでございますが、家に帰りまして、大きなつぐろじんができておまして、改めて自転車は便利な乗り物であるとともに、凶器でもあると思った次第でございます。引き続き、安全な利用について指導をお願いしたいところでございます。

続きまして、松林の保全と観光についてでございます。

吹上浜の県立自然公園は、本市の羽島崎から南さつま市の相星川に至る47キロメートルで、鳥取、九十九里浜と日本三大砂丘の一つであるということは御案内のとおりでございます。

照島から市来海岸への松林を伴った砂丘海岸の景林は、本市の観光の目玉として、また、ウォーキングとかジョギングの健康づくりに親しまれているところでございますが、NHKの「家族に乾杯」で全

国放映されました照島海岸から見る水平線への夕日の美しさというものは記憶に新しいところでございます。

この吹上浜の砂丘は、飛砂で集落や耕地が埋まり、幾度となく松林の植樹がなされまして、300年もの年月をかけて、国営事業として保安林に指定を受けて完成したということでございます。

本市では、照島、市来地区におきまして、居住地を守る重要な松林となっているところでございますが、数年前から照島公園におきまして、松枯れが見られるようになりました。

先日、私が確認したところ、約40本の松枯れの被害がありまして、松くい虫というのは伝染病で、次々と被害が拡大していくようでございます。

照島から市来地区に係る保安林への影響はないものかと心配するものでございますが、県下における松林の松くい虫の被害の状況並びに本市の状況というのをどのように認識されているのか伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 照島神社は、日本神話に出てくるイザナギノミコトとイザナミノミコトの子であるエビス神が葦の船で海に流され、薩摩の国、照島浦に流れ着き、近くの美しい小島に上陸され、この島を照島と名づけたという言い伝えがあります。

照島は入り口の太鼓橋、男池、女池や驪龍巖など、自然景観を活かした本市有数の観光スポットであると考えております。

この歴史ある観光地照島の松を何とか守っていきたいというふうに考えております。

お尋ねの被害状況等については、担当課から説明をいたさせます。

**○農政課長補佐（富永孝志君）** 松林の保全につきましては、年2回実施の地上散布を初め、樹幹注入、松くい虫の被害木の伐倒、薫蒸を毎年行っているところであります。

県内の松くい虫の被害状況は、県全体で平成26年度がおよそ7万9,000㎡、27年度が6万6,000㎡、28年度が5万3,000㎡と減少傾向にありますが、鹿児島地域振興局管内では、平成26年度が24㎡、27年度が52㎡、28年度が282㎡と増加傾向にあります。

本市の状況につきましては、平成26年度が6㎡、

27年度が5㎡、28年度が97㎡と増加しております。

**○9番（中里純人君）** 被害は、本市では増加傾向にあるとのことですが、全国におきまして、長野県と鹿児島県は突出しているようでございます。

私なりに調査したわけでございますが、長崎鼻の公園には被害というのは見られませんが、照島の海岸に2、3本確認いたしました。

先ほどお述べなりましたように、駆除については航空機による薬剤散布とか樹幹注入がなされているようでございますが、この照島公園の感染被害に効果的な方法ないものか、長崎鼻とか照島、市来の保安林への伝染の可能性というのはどのようなのか伺います。

また、地元を初め照島海の駅を訪れる方も、照島の枯れた松を目にして、景観が台なしというような指摘もございます。枯れた松の伐採をどのようにするのか、今後に向けた松の植樹の計画とかないのか伺います。

**○農政課長補佐（富永孝志君）** まず、伝染の可能性でございますが、毎年、冬に松くい虫の被害木の調査を実施しております。

議員お説のとおり、長崎鼻保安林のほうについては被害は確認されておりません。また、照島保安林につきましては、海岸管理棟の近くに1本、それと別府のほうに数本被害がございます。

地上散布等の被害防止対策の効果により、大きな被害には至っていない状況でございます。

今後、松くい虫防除のための地上散布や樹幹注入を実施して、被害拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

**○市長（田畑誠一君）** 照島神社の松林といいますか、伐採と植樹の計画についてのお尋ねであります。

照島の伐採及び植樹の計画につきましては、照島は本市有数の観光地であり、また、隣接する保安林への影響も考えられることから、今年度、県の地域振興推進事業の西薩地域観光拠点周辺森林整備事業を活用して、照島の残っている松への樹幹注入を実施したところであります。

しかしながら、先ほど中里議員お述べになりましたとおり、タイミングがずれたのかよくわかりませ

んが、約40本の松枯れが生じたところであります。

この処理につきましては、重機や車両が島内に入りできないことから、多額の費用が予想されますが、大事な松を守るため、県の補助事業等を活用しながら、対応をしてまいりたいと考えております。

また、植樹につきましては、神社の関係者や地域の方々とは今後、協議してまいる考えであります。

**○9番（中里純人君）** 対応していきたいとのことでございます。

伐採した松の搬出というのにかなりの費用がかかるようでございまして、この松を鹿児島大学の水産学部におきまして、魚礁に活用できるようなお話も聞きましたが、その点については研究されておられないのか伺います。

**○農政課長補佐（富永孝志君）** 松を魚礁に使えないかということでございますけど、約20年ほど前に鹿児島大学の水産学部がそのような実験を行っているようであります。

その論文によりますと、木にコンクリートを施しまして、県内の5カ所の海に沈めて実験をしております。結果といたしましては、海中に生息する二枚貝のフナクイムシの食害が大きくて実用には至っていないということであります。

**○9番（中里純人君）** 次に、照島の観光についてでございますが、照島の公園には、かつて猿や鹿が飼育されておまして、市の職員による鹿の角切りというのが春の風物詩としてテレビで放映されておりましたが、多くの観光客で賑わっていたわけでございます。

その後、飼育する方が亡くなりまして、猿は沖ノ島へ、鹿は阿久根大島へ引き取られていったわけでございますが、先ほど市長が述べられましたように、1790年に篤姫の祖父である26代の島津齊宣公が命名しました、竜が玉を抱いてうずくまる姿に見えます驪龍巖、それから湾曲した吹上浜砂丘から野間崎へのすばらしい景観というものが、市内の皆様にとっては憩いの場、島として親しまれてきたわけでございます。

また、ここは徐福到陸の地といわれまして、秦波止といわれる突堤からは、冠岳が臨まれまして、徐

福一行がその山を目指して冠嶽に行ったというようなことも言われております。

また、冠岳も現在は徐福公園とか、徐福像、冠嶽園、イベント等いろいろなされておるわけですが、先日も立派な冠岳のパンフレットをいただいたわけですが、徐福伝説の折にも、この照島への到陸というようなことは一切触れられておりませんで、やはりこの辺ももう少し照島にも力を入れていただけたらと、また、朝鮮陶工の上陸の地でもありますし、壺屋の丘で窯を開いて美山に移り住んで、薩摩焼の今日が築かれたというようなこともございますので、もっと力を入れて観光地化していただきたいというような気持ちでございます。

また、公園の中にはベンチとか遊具等が設置されておまして、海沿いにも遊歩道も昔から整備されておりますが、最近松の木が生い茂り、それもまた、先ほど申しましたように、松枯れが生じ、今度は松以外にも樹木が生い茂って、揺れる平均台とか遊動木といった立派な遊具も壊れたままで放置されております。

先ほど市長も照島観光への思いを述べていただきましたが、多くの物語を秘めた照島公園の観光ということについて、再度、どのような見解をお持ちなのか伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 照島の整備についてであります。

県立吹上浜自然公園の一角を担う照島は、驪龍巖や男池、女池など、自然景観を活かした癒しの観光スポットであると思っております。お述べになられたとおりだと思います。

市内の観光ルートの中にも照島神社、照島海の駅を入れた観光コースの設定やパワースポットめぐりのコースを設定し、情報発信をしているところでもあります。また、これも全国に話題になりました、お述べになりましたとおり、NHKの「家族に乾杯」で放映されました。とても好評であったようであります。このように、とても大変魅力的な本市の観光スポット、癒しの場でもある照島であります。

今後とも、遊歩道の整備などにつきましては、自然公園を指定している県、さらには関係者の方々と

の協議をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

**○9番（中里純人君）** 県や関係者と協議しながら取り組んでいくということですが、私、穎娃の釜蓋神社を訪れまして、神社は女性のサッカー選手が祈願してから一躍脚光を浴びて、市のほうで駐車場とかトイレも整備されて、立派なものできておりましたが、さらに、神社の裏の遊歩道とかも整備されまして、多くのお客さんで賑わっております。

これが南薩の観光スポットとなっておりますが、この神社にも劣らないような照島公園の景観というものを西海岸の観光スポットとして、以前のような取り組みで再び活かさないものかと思うものでございます。

あと、島平地区には、以前、多いときで16隻のマグロ船があったわけですが、漁に出向しているときに、照島の沖から航海の安全と大漁を照島神社に祈願して漁場に向かったということから、かじ取り神社とも呼ばれてもおりました。

数年前から飲食業の組合で、マグロの尾身を使った舵取り丼が提供されておりますが、観光案内所におきましても、何とかタイアップできないものかと取り組んでおられるようです。私も何とか活性化に役立てたらと思っておりますが、見解を伺いまして、質問を終わりたいと思います。

**○市長（田畑誠一君）** 今、お述べになりましたとおり、マグロ船が出向のとき、私も松栄丸を見送りに行きました。港を出てから照島神社の前に停船して、みんなで御神酒を上げて拝むということを知りましたので、わざわざまた照島海岸の防波堤のところまで私も見に行きました。実際、その光景を見させてもらいました。

私もかつて船に乗っておりましたので、長い航海の旅出に、航海安全もですけども、大漁を祈る気持ちで、乗組員の皆さん方が船頭さん以下、拝まれる姿を見て、何と言いますか、漁業者として、まさにむべなるかなという思いをしたところでもあります。

さて、その舵取り物語についてであります。市飲食店組合や市観光特産品協会などで企画をされて

いる舵取り物語については、非常におもしろくて、インパクトのある取り組みだと思います。ぜひ取り組みを進めていただけたらと考えています。

市といたしましても、風光明媚な照島の情報発信や市全体の観光振興、特産品の振興に、この舵取り物語を役立てていけたらなというふうに思います。非常に神秘的と言いますかね、とってもいいことではないかなというふうに思っております。

**○議長（平石耕二君）** 次に、西別府治議員の発言を許します。

[7番西別府 治君登壇]

**○7番（西別府 治君）** この地域は、昭和50年代より宅地化が急激に進み、40年間で大きく変貌し、人口増が図られてきました。しかし、道路や排水路は一部では改善されましたが、農地の原型を崩すことなく家屋が張りついてきております。

そこで伺います。酔之尾・島平線の排水路改良についてですが、市道の現状について伺います。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 西別府治議員の質問にお答えいたします。

市道酔之尾・島平線、酔之尾川からいちき串木野警察署北側を通り、国道3号までの1車線の道路で、延長約425メートル、幅員は2.6メートルから4.9メートルであります。うち200メートルの区間は、道路より約1メートル下に農業用排水路として落蓋式側溝500型が設置をされておりますが、現在は、お述べになりましたとおり、住宅化により生活排水や雨水排水として利用されている状況であります。

また、当該路線は照島小学校の通学路となっており、平成24年度に通学路の合同点検が実施されており、交通安全対策が課題であると認識をしているところであります。

**○7番（西別府 治君）** かなり高低差といいますか、水路と道路との高低差がかなり大きい状況であります。そこらあたりを含めまして、市道栗屋田線とのアクセスも当然考えていかなければならないのかなと思っております。

それで、排水路を暗渠化して、道路を拡幅することが可能ではないかなというふうに考えております



が、いかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 高低差があるので排水路を暗渠化したらどうかという御提言であります。

このことは御承知のとおり、平成27年9月議会でしたか、中里純人議員の一般質問があり、今お述べになりましたとおり、排水路の暗渠化など整備方法について答弁をしているところであります。

そのことを受けまして、平成28年度に警察署から国道3号側への約100メートル区間について概略設計を実施したところであります。今後は、国庫補助事業などにより事業化が可能であるかなど、財源確保や排水路の工法を含めた整備方法について総合的に研究してまいりたいと考えております。

**○7番（西別府 治君）** 通学路ということでは、当然、見解としては持っております。

ただ、地域の暮らしやすさ、また、利便性のことを考えますと、あの一帯が、結局農地そのもので家屋が張りついておりますので、それがもう40年間続いているということをやはり重視していかなければならないのではないかなということでもあります。

御案内のとおり、新しい家もできてきております、周辺にはですね。ですから、あの部分だけがどうしてもそのまま残っている状況であります。

警察のほうとしての、そういった見解というものもございますけど、総合的なまちづくりの観点から申しまして、適切な予算というのを獲得しながら、年次的な部分でもいいと思います。一気にやるということになれば、計画としては、今、説明がありましたようにあられると思いますけど、年次的な部分も含めながらやっていくことが、最終的には栗屋田線にお住いの方は、今のところ、ここを通られて日常生活されています。そして、例えば金子病院のほうから入ってきて栗屋田に入りますけど、あそこで出会い頭で、暗渠になってないもんですから、道路が狭くてバックをしたり、地域住民の方々が非常に御不便をなさっている状況であります。

また、地域からも早い段階での、あその区間だけでも暗渠化をすることによって、道路幅が確実に拡張できますから、4メートルをはるかに超える道路になってきますので、そういったのを急いでいた

だきながら、全体がまだまだ住宅化が図られて、人口増対策にもかなりウエートを乗せていける地域でございまして、具体的な検討に入っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 今、西別府議員がお述べになりましたとおり、かつては照島地区の有数な美田だったと、田んぼだったと思いますね。だから、それだけにちゃんとした用水路があったわけですが、その用水路があって、現在は急速に宅地化が進んでいますから、用水路と宅地の高さが1メートルぐらいあります。したがって、それを埋めて、その高さを一定にしたら道路も広く使えるし、それこそ交通安全上も非常にいいと思うんですが、ただ、申し上げましたとおり、その高低差が1メートルあるものですから、事業化をすればしたら多額の事業費が見込まれます。

したがって、今現在、国庫補助事業等について事業化ができないか、可能な限り財源確保を含めながら、これから総合的に整備方法そのものについて研究してまいりたいと考えております。

**○7番（西別府 治君）** 総合的に研究されるということもございますけど、昭和50年あたりから農村整備事業というのがありまして、都市部に比べて周辺の農業施設と農地等が遅れているということで、かなり国もお金を入れながら整備をしてきたところでもあります。例えば、照島地区であれば前床の整備とか、ああいったのもその一環ではないかなというふうに考えております。

ただ、この地域は、結局は住宅が張りつくことで、予想として、宅地として皆さんが活用をやはりされるのではないかなということで、この地域だけは市長がおっしゃるように、そのままです。ガードパイプで囲ったり、法面に少しコンクリートを打ったりしてありますけどね。一部分、新築のところなんかは道路拡幅がされまして、暗渠化されております。警察署から、今の私が言っている栗屋田のあそこなんかもされてるんですね。それで離合もしやすいし、非常に有効な道路として活用されております。

そして、ちょっと専門的になりますけど、側溝が、今おっしゃったように500の側溝なんですけど、通

常、農業用のやつは蓋がかぶさらない側溝ですけど、これは蓋がかぶせられるように全部そういったのでつくってあります。恐らく、先人の方々がこれはもう農村整備を受けられないよねと、だからこそ、将来、宅地化に向かって相当加速するだろうということで、蓋をかけることによって、土を埋めて、一部分一部分マンホールみたいな感覚で、下に降りていって掃除ができるように今もなっています、あそこが。

ですから、そういった工事をするので、かなり有効な道路として、田んぼの土手の側溝があった道路から、本格的な住宅地としての道路に生まれ変わることができるというふうに考えております。

ですから、側溝を切りかえて、全部布設替をやり直してということよりも、蓋をかけることで埋め立てていく、このことで工事が安価に仕上がっていった、しかも、利便性も上がる。もちろん、交通安全の部分、子どもたちの通学路の部分、そういったものもあります。

栗屋田線から金子病院のほうに出てくるとしますと、どうしても道路が狭くて、出て右側はそういったガードパイプが側溝にあって、大回りして出てまいります。

子どもたちも朝はスクールゾーンですけど、後は、帰るときなんかは子どもたちはあそこを帰りますから、そっちのほうからでも非常に危険性がある。日常生活路の方々はあそこを使われますから、何とか早い段階での予算化というのを進めていただけたらというふうに考えております。

**○土木課長（内田修一君）** お答えいたします。

現在、設置されている側溝は縦断用の落蓋側溝であります。議員お説のとおり、この地域につきましては宅地化等もあります。そういったことで、生活空間の安全確保を図るために、周辺にある休耕地の排水状況等を確認しながら、整備方法について研究してまいります。

**○7番（西別府 治君）** 技術的な部分については、今、課長からありましたので、研究ということですが、検討を入れていただけて、地域からの要望もございまして、早い段階で何とか。

全域ということになりますと、かなりのお金がかかってまいります。ただ、あそこについては交差点があり、さまざまな複合的な要素がありまして、今でも大体20メートルないぐらいです、最も必要としているところですね。でありますから、それをしたら、あとは住宅地の乗り入れがあって、その後、また下流側にいくらかあります。それで何年かで進めていけば、あのスパンについては警察署から栗屋田の間はきれいな道路として成り立っていくこととなります。

まず、そこが一番通られるところでありまして、研究ということですが、検討していただきますように、内容を進めていただきますように、前に進めていく。かなり市長、家が本当にできてきております。ですから、一番いいのかなというふうに考えております。これはもうこれで終わりたいと思います。

次に、鳥獣害対策について伺います。

本市も設定をしておりますけど、鳥獣被害防止計画の基本方針について伺います。

まずその中で、被害の現状及び傾向について伺います。

**○農政課長補佐（富永孝志君）** 鳥獣被害防止計画における被害の現状と傾向についてでございます。

現在、策定しております鳥獣被害防止計画は、平成27年度に作成されたものでございます。

被害の現状といたしまして、平成28年度の実績で申し上げます。イノシシによる被害が最も大きく、38ha、217万円。次いで、ヒヨドリが6ha、200万円。スズメが45ha、150万円。カラスが19ha、150万円。そのほか、シカ、サル、タヌキ、アナグマの順に被害がございまして。

被害の傾向といたしましては、イノシシは年間を通して水稻、芋類、野菜の順に被害が発生しております。ヒヨドリは野菜、果樹、スズメは水稻が主であります。カラス、サルは果樹が主な被害となっており、タヌキ、アナグマは果樹、芋類の被害が発生している傾向となっております。

**○7番（西別府 治君）** イノシシについては、年間を通して被害が継続的に発生しているという話で

ございます。

次に、2番目でございます。被害防止対策と課題について伺います。

**○農政課長補佐（富永孝志君）** 続きまして、鳥獣被害防止計画の被害防止対策としまして、これまで同様、銃器並びにわなを中心とした有害捕獲と、電気柵等の被害防止策の両面から充実させ、被害軽減に努めるとともに、今後は、地域が主体となって被害対策を行う必要があるため、有害鳥獣の出没しにくい集落づくりを推進し、有害鳥獣捕獲対策協議会と連携して、鳥獣被害防止対策関連の各種事業を活用しながら意識啓発を含めた対策を進めていくこととしております。

課題といたしまして、猟友会員の高齢化に伴い、今後、捕獲従事者の減少が懸念されることから、新規に狩猟免許を取得する方に対し、講習会受講料の助成を行うこととしております。今年度は7名の方が新たに免許を取得し、猟友会員となっております。

また、電気柵の設置補助については、今年度から受益者を3戸から2戸へ、対象面積を合計1haから0.5haへ緩和し、補助を受けやすくしたところがございます。

**○7番（西別府 治君）** この計画の課題の中に、やはり猟友会の方々の高齢化というが出てまいります。それにあわせて、新しい方に入っていただくために補助制度とか、さまざまなことをされながら、何とか今計画が進んでいる状況ではないかなというふうに考えております。全体的には、年間を通した被害がある中において、この課題克服をしなければならぬのが今の一番大切な部分になってくると思います。

鳥獣被害の深刻化と広域化に対応した捕獲強化というのが求められているわけでございます。市長も御存じのとおり、平成25年を基本にして、10年間で今の有害鳥獣を半減しましょうというのがございます。環境省と農林水産省が決定をしているわけがございます。平成25年当時で413万頭を、平成35年、10年間で200万頭まで落とす。これも増え続けるのに対して半減させるわけですから、相当な努力をしないといけない、そのくらい被害の状況があるとい

うのがあります。

その中で、今回ちょうど30年度が真ん中の5年目でありまして、さまざまな計画、ローリング、そういったのをやる年になっておりますので、いろんな要素というのが今後出てくるのかなというふうに考えております。

それで、本市は市長の大きな鳥獣害に対する思いというのは早くからあらわれて、また、猟友会の方々に対しても懇切丁寧な協力のあり方もしてきていらっしゃると思います。そして、市独自のいわゆる発生に対して、イノシシですけど、7,000円上乗せなんかもしながら頑張っていた状況というのがある、やはりこういった状況があるのは他市ではないわけでありまして、ですから、そういった意味では、2分の1削減の流れの中にも対応していける状況があるのではないかなというふうに考えております。

そこで2番目に入りますけど、捕獲実態について、捕獲数の増加傾向について伺いたいと思います。

**○農政課長補佐（富永孝志君）** 続きまして、捕獲数の増加傾向についてという形であります。

鳥獣被害対策につきましては、猟友会の方々に御協力をいただきながら、有害鳥獣捕獲に当たっております。

捕獲数の現状といたしましては、過去3カ年の捕獲数で申し上げますと、イノシシは平成26年度が448頭、27年度が770頭、28年度が708頭と、27年度に大きく増加している状況でございます。シカは26年度に409頭と増加いたしましたから、300頭台で推移しております。タヌキ、アナグマにつきましては94頭、221頭、415頭、カラスにつきましては29羽、100羽、231羽と年々増加傾向にあります。サルにつきましては1頭、0頭、3頭と、0頭から3頭の間で推移をしております。

増加の要因といたしましては、耕作放棄地の増加や放任果樹など、餌となる作物の放置が考えられます。

今後も、集落内の草刈りや放任果樹の除去など、地域の方々の協力もいただきながら、被害防止対策を図ってまいりたいと考えております。

**○7番（西別府 治君）** 市長、かなりの増加にな

っており、効果が出ている状況でございます。

ここらあたりの状況を半減していかなければならないわけですね、400が200に半減していきますけど、増加傾向に対する効果というのがあらわれておりますけど、市長、見解としてはいかがでしょうか。そういった、増加してるよということに對しまして。

**○市長（田畑誠一君）** 私たち市の大きな課題は、農業振興も大きな課題の一つであります。農業者の皆さん方が何カ月もかけて、田んぼ、畑を耕して、種をまいて、植えて、草を取って、そして、収穫して、収穫するときになったら、農家の方の言葉をかりたら、イノシシと半分取りだと。半分はイノシシにやられてということでは、これはもう所得は上がらないわけであって、所得が上がらないということは、農業者の意欲をそぐこととなります。ますます過疎化が、後継者がいなくなる。

そういった意味で、猟友会の皆さん方が鳥獣を駆除してくださるということは、これはもう本当にありがたいことであり、危険も伴う作業だと思うんですけども、一生懸命頑張っておられますので、議会の皆さん方の御理解をいただいて、今、西別府議員がお述べになりましたとおり、本市としてはイノシシの捕獲1頭当たり7,000円、他市としますと最高級の額でお答えをしておるんですが、猟友会の皆さん方がしっかりその期待に答えて、捕獲頭数がどんどんどんどん増えてきています。

ちなみに、また、市の支援としても申し上げますと、26年度は636万円ぐらいなんですけれども、おかげさまでどんどん捕獲していただいておりますので、29年度は1,000万円を超えそうです。1,050万円ですね。

これからも農家の方々が、どんどん捕獲していただくということは農業の皆さんを守ることでありますから、農業振興につながることでありますから、これからも議会の皆さんに相談しながら支援をしていきたいというふうに考えてます。

**○農政課長補佐（富永孝志君）** 鳥獣被害の作物被害の推移でございますが、捕獲頭数は年々増えてきておりました、被害額で言いますと、26年度が1,202万7,000円、27年度が994万8,000円、28年度が

883万5,000円という形で、年々被害額につきましては減少傾向になっております。

**○7番（西別府 治君）** 担当課長のほうから懇切丁寧な補足の説明もございましたけど、減ってきている部分があります。また、市長のほうもさらなる支援を進めていきたいという考えをお聞きしております。

その中において、市長がおっしゃったように、昔は農家の方々が鉄砲を持って、独自で、いわゆる駆除をしていっているわけなんです。ただ、それが最終的に高齢化しまして、鳥獣との戦いに結局疲れ果てて、農業をやめていかれているのが現状だと思います。その中において猟友会の方々が、いや、それじゃいかにということで強い流れをつくっていただいて、本市の政策の中で進めているわけでございます。

次の項に入りますけど、いわゆる捕獲コストというのがあります。奨励金はもらっておりますけど、結局は活動範囲が広がっている鳥獣被害面積、さまざまな要因が変わってきているんじゃないかなど。そしてまた、耕作放棄地における餌の豊富さ等も含めながら、増えるスピードというのもまた上がってきている。そういったさまざまな要件を考えていかなければならないと思っております。この捕獲コストについて伺いたいと思います。

**○農政課長補佐（富永孝志君）** 捕獲コストについてであります。

本市の猟友会では、銃器を所有していらっしゃる方が22人いらっしゃいます。その方々で犬を飼育している方が8人、また、仕事を持ちながらボランティアで捕獲をしていただいている方がたくさんいらっしゃいます。

平成28年度の実績で申し上げますと、銃器での捕獲はイノシシが708頭のうち1頭、シカが376頭のうち5頭であります。ほとんどの方がわなによる捕獲をされている形になっておまして、したがって、一概に捕獲コストを算出することは難しい状況でございます。

**○7番（西別府 治君）** 実態といたしましては、猟友会の方々も含めて、ほとんど捕獲に対するコス

トというのが、もうボランティア状態に近いんじゃないかなというふうに考えております。広域化しておりますので、多様な範囲を活動していかれるわけですね。それに対する経費、さまざまかかっておりますので、若い方が何人か資格を取られたりという話もございますけど、そういった方々もある一定のところでは活動できずに、やはりあとは高齢化した猟友会の方々の活動というのがウエートが大きくなってくるとは思っていないかなと思っております。

ですから、1回報奨金を出されて、うまくいっています、頭数管理の状況は。ですけど、全体の今後の維持、そういった駆除をしていただくための方々の維持というのを進めていかないといけないわけがございますから、聞き取り調査でもいいですから、市長、1回の猟のこととか、年間を通してとか、アンケートみたいなのをとられてみて、実数というのを把握されることも今後のために必要ではないかなとふうに考えますけど、いかがでしょうか。

**○農政課長補佐(富永孝志君)** 猟友会のほうへ聞き取りをされたらということがございますが、実際、猟友会のほうといろいろと話をさせていただきました、銃器の場合では銃器代、弾丸代、検査料、許可更新等の費用がかかっていると。わなについては既製品のものがありますが、これが大きさによって違いますけど、箱わなが3万円から10万円程度と。くくりわなについては5,000円から1万2,000円程度かかるということで、くくりわなについては自分でいろいろと製作されて、2,000円程度でできているという方もいらっしゃいました。

また、捕獲をした場合の鳥獣の埋設についてでありますけど、これについては一人でやると、やはり4時間程度時間がかかっている。運搬した場合も二、三人で2時間ほどかかるということでもありますので、金額的にどういう形というのはちょっと聞くことができなかったんですが、状況といたしましては、こういうような状況でございます。

**○7番(西別府 治君)** 担当課から懇切丁寧に説明があるように思っておりますが、市長、内容的によくよく聞いてみますと、実態把握ができていないという今の説明であります。聞き取りはしてますよ。

ですけど、実態把握ができていない。

市長、ここらあたりを何とか進めていただいて。それは一生懸命されます。猟友会の方々は努力をしながらされております。ただ、最終的には、専門的な部分で言えば止め刺し等、さまざまなことで何回も見に行ったりとか、いろんなコストがかかっているのが現状でございますので、市長、どうですか、もう一度、担当課なら担当課でもいいですから、市長のほうで調査といいますか、聞き取りといいますか、もう一回、具体的な部分を詰めていただけたらなと思っておりますけど、いかがでしょうか。

**○市長(田畑誠一君)** 先ほど申しあげましたとおり、せっかく生産した農作物が所得に上がらないということは、申しあげましたとおり、農家の皆さんの意欲をそぐことになります。したがって、いかにして鳥獣から農作物を守るかということで、猟友会の皆さんには頑張ってもらっております。

去年は、28年度でしたか、708頭も捕獲をさせていただいて大変ありがたいことですが、イノシシで言うと708頭、そのうち銃器によるものは1頭だとは聞いております。

ただ、今、申されましたとおり、広域にわたるとか、いろんな面で猟友会の皆さん方もコストがかかっておられるということは想像するところではありますが、本市はそういった意味で、捕獲した頭数に対しては、他市と比較してトップレベルの支援をしておるんですが、今、コストにつきましては、課長のほうから猟友会との聞き取りの話をしましたが、また、具体的なお話はお聞きをしてみたいと思っております。

**○7番(西別府 治君)** 全体的なコストについても、また聞き取りを進めていただけたらと思っております。

先ほど、補正の委員会が出た話なんですけど、狩猟期間については捕獲の支援、報奨金というのが出ないわけですね。実施はしているわけです。駆除が必要なときは入れていきます。ただ、全体的な流れの中では、そういった11月から2月の間については、どうしても捕獲に対するもの、駆除に対するもの、この整合性がとれないものですから、効率

性の問題、最終的にはコストの部分にかかってくるのかなということでもありますので、そういったところもまた御検討していただけたらなと思っております。産業厚生委員会の中で出た話であります。

猟友会の方々でありますけど、先ほどから説明がありますように、高齢化していらっしゃいます。これはもう本当に事実、皆さんもそうおっしゃっています。あとどれくらいできるかなということも含めて、そして、活動が大分弱体している部分というのもあります。捕獲は上がってますけど、全体を通して、以前よりやはり弱体している。高齢化と弱体化が進んでいるのが猟友会の皆様方です。

私たちが今一番考えていかなければならないのは、この猟友会の皆様がいらっしゃるということで守られている部分というのがあるわけですけど、ここらあたりをもっともっとさまざまな展開を進めていく必要があるんじゃないかなというふうに考えます。

**○議長（平石耕二君）** 西別府議員、質問の途中で、ここで昼食のため休憩いたします。

再開は、午後1時15分といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時15分

**○議長（平石耕二君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○7番（西別府 治君）** 午前の部を少し返って説明をさせていただきますけど、猟友会の高齢化、弱体化がかなり進んでおりますと。そういった中において、鳥獣被害対策に何らかのことをしていかないと、今後、大きな分岐点が迫ってきてるのではないかなということを考えまして、3番目の質問であります。

猟犬の飼育負担と犬の減少傾向について伺うということになっていくわけでございます。

犬の飼育負担というのは、生まれた犬をそのまま大きくしても、猟犬としては何か役に立たないみたいで、小さいころからイノシシを1匹広いところに飼ってまして、そして、小さなウリボウですけど、それを追わせて、体をイノシシに合わせて、追わせて、噛みついて、ずっとイノシシに負けない犬とい

うのをつくっていかないといけないそうです。中犬ぐらいになってくれば、もっと大きなイノシシを追わせたりとかいうことで、やはり飼育の負担というのがかなりかかるそうでもあります。

その中で、ハンター、犬を持っていらっしゃる方は必ず銃を持っていらっしゃいますので、このハンターという方は、免許を取ったから、すぐ撃てて、獲物を捕らえるということはなかなか難しいらしいですね。やっぱり時間がかかりかからないとハンターとして進めていくことができないみたいです。

よく言われるんですけど、猟犬とハンターはセットで展開していく。犬も訓練をしてとれるようにいく、そして、ハンターも同じように、この繰り返しをしながら進めていくらしいです。

ですから、こういったことをしなければならぬ費用負担、それと、レプトスピラ、通常、皆さんはレプトとおっしゃいますけど、野ネズミの尿が感染源になって、山に行ったら水がないものですから、水たまりにあったのを飲んでしまえば、致死率がかなり100%らしいです。犬が死んじゃうそうですね。ですから、そのワクチンも常に打っていかねばならないという話があるそうでもあります。ですから、こういったトータルな部分での猟犬の負担というのがかなりかかるということでもあります。

そのことについて、飼育と負担、犬の減少傾向について伺います。

**○農政課長補佐（富永孝志君）** 猟犬の飼育負担と犬の減少傾向ということではありますが、本市の猟友会では、現在8名の方が合計22頭の猟犬を所有されております。猟犬は銃器での捕獲の際に獲物を追うために使われますが、頭数は減少している状況でございます。

猟犬の飼育の負担につきましてですが、費用的には1頭当たり年間約20万円かかるとお聞きしているところでございます。そのほかに、今言われた育てる経費というのがまたかかっているのではないかと考えております。

なお、現在の有害鳥獣捕獲は、ほとんどがくりわなによる捕獲となっておりますので、銃器での捕獲はイノシシが708頭のうち1頭、シカが376頭のう

ち5頭、カラスが231羽のうち19羽となっている状況でございます。

**○7番（西別府 治君）** 担当課のお話によりますと、もう犬は使わないよと、全く使わないような話をされますよね。わなでいくんだと。確かに国も、猟犬等のことについては、犬をこうして飼育する方が少なくなっておりますので、そういった傾向にはありますけど、例えば、市長、一斉捕獲というのがあります。市町村をまたいでとか、県境をまたいでとか、そうなった場合は、例えば薩摩川内市の人が犬を出しますと。いちき串木野市の人も犬を出してくださいよと。やっぱりそういった一斉捕獲をしないと、鳥獣は我々が敷いた線以外のところからどんどん出入りをしますから、そういったことをしていく一斉捕獲もしなければならぬ部分というのも非常に効果的であるそうです、これは。ですから、わなだけではなかなか難しいのかなと。そして、イノシシも学習能力が高いもんですから、なかなか箱わななんかも、小さいのは興味があつて入りますけど、大きなのはもう入らないですね。

大きなのが子どもを産んで、繁殖して増えていくわけですから、ですから、いわゆる犬の必要性というのが、今後、私はかなり増えてくるのではないかなと思います。頭数は箱わな、くくりわなでできますけどですね。

ですから、そこらあたりを、国の政策等も私もいろいろ調べてみるんですけど、適応する特措法とか鳥獣害の総合対策とかいろいろありますけど、ヒットする部分がなかなかないんですよ。ですから、これは国に要望をしていただいて、そしてまた、市独自でも、犬を飼ってらっしゃる方、これは本当に時間がかかります。成犬になって活動できるまでの時間というのがかかりますから、何とかそこらあたりのことを、さまざまな方法を使って、犬を減らさない、そして、常にハンターの育成をしながら続けていく。犬がいないとハンターはもうないわけですからですね。そこらあたりはどうでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 大事なこの猟友会の鳥獣の獲につきまして、やっぱり支援をしたいということで、先ほどから申し上げておりますけれども、本市

は他市の水準を上回る1頭当たり7,000円ほど補助をしております。あわせて、今おっしゃいましたとおり、これはやっぱり全国一斉に考える問題だということで、私たち市長会として国のほうに要請をしてみました。おかげさまで、1頭当たり8,000円という、国が支援制度をつくってくれました。したがって、今、イノシシ1頭当たり1万5,000円ということになります。

そういう経緯もございますが、今のこういう猟犬の飼育等についての国の補助のあり方というのはないものか、その辺はまた研究をしてみたいと考えております。

**○7番（西別府 治君）** ソフト面での支援ということになると思いますので、さまざまあります。特措法の中にも、そしてまた総合交付金の中にもありますから、どうか力強い御支援で国のほうに訴えていただいて何とか、また、市独自の部分も含めた支援策を取り入れていただけたらと思っております。

次に入ります。アナグマの捕獲支援ということでございます。

市長、マダニが感染源となって、ウイルスですね、重症熱性血小板減少症候群というらしいです。SF T Sということなんですけど、これは致死率が20%であります。人が噛まれれば20%は死ぬという致死率が高いやつでありまして、鹿児島県の状態はどうなのかといいますと、感染地域の箇所数は宮崎県が一番多くて49件、そして、鹿児島県がその次で30件ですね。そして、大分が12件、熊本が6件で、あとはもうかなり低いんです。宮崎と鹿児島は高いです。それで鹿児島県の県自体も非常に危機感を持っているわけがあります。

アナグマがもたらすこのウイルス、これを県も含めた流れの中で減少させていかないといけないんですけど、なかなかこれがうまくいかない部分があるのかなと思っておりますので、効果的で短時間な拡散の防止という意味で、奨励金等の金額を上げながら進めていくことはできないかお伺いをしたいと思います。

**○農政課長補佐（富永孝志君）** ただいま御説明がありましたSF T S——重症熱性血小板減少症候群

については、鹿児島県において平成26年度から3年計画でSFTSの保有状況の調査研究をしております。これによりますと、マダニのウイルス陽性率は1.9%、そのほか、国の調査では、アナグマのウイルス抗体保有率は8%という形になっております。

今後とも、捕獲に従事される猟友会の皆さんには十分注意を払っていただきたいと思っております。また、市といたしましても、常に新しい情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

アナグマの捕獲活動の支援についてであります、近隣市とほぼ同じでございますので、妥当な金額ではないかと考えております。

今後とも、猟友会と協力、協議しながら、有害鳥獣捕獲を進めて、少しでも農作物等への被害が減少するよう努めてまいります。

**○7番（西別府 治君）** 担当課から懇切丁寧な説明がありましたけど、市長、保有率の問題はもう通り過ぎてるんですね。発症率が鹿児島県、宮崎県について非常に高いという状況を注視しないとイケないと思っております。

それから、今、市街地にアナグマが巣をつくって、廃墟のところとかにおります。それで、猫、犬、ペットにつきまして、散歩に行くと、家の中で皆さん飼われるんですね。犬、猫もそうですよね。ですから、これはすぐ人体への影響というのがあるわけです。

ですから、効果的で短時間拡散の防止を行う、ある一定の金額を上げて、集中的に市街地のアナグマを撤去していく、このことが私は最も大切になっていくのではないかなと。人間の感染をなるべく短い時間でカットする必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 今、西別府議員がお述べになっておりますように、アナグマが最近市街地にも出没と言えいいんですか、するということで、市街地でも相当捕獲をしておられるようです。

私ごとですが、私のうちでも10匹ぐらい、近くの側溝でとったらしいですね。これが今、マダニを持っているということで、犬、猫等のペットを介して人に感染するおそれがあるという、そういう御懸念

の向きのお話であります、この捕獲につきましては、今、1頭当たり国が1,000円なんですよね。イノシシについては市が7,000円、国はそれを少し上回って8,000円ほど補助をしてもらってるんですけど、アナグマに関しては、まだ国は1,000円、それから、本市は3,400円補助をさせてもらっています。

したがって、現段階では、他市と大体標準並みの金額を維持してるんじゃないかなというふうに思っております。捕獲される方が大変御苦労なんですけれども、感謝しながら、今の制度でやっていただいたらなというふうに思っております。

**○7番（西別府 治君）** アナグマにつきましてもイノシシにつきましても、地理的条件というのがあると思います。本市は海岸から住宅地が広がって、すぐ山が迫っております。ですから、かなり行き来をしておりますね。イノシシも、この前お聞きするところによりますと、えびすヶ丘公園に出たりとかしているらしいです。

ですから、他市との関係というのは大切ですけど、やはり地理的条件も考えながら、人体に影響があるようなことはもう明確であります。そして、温暖化によって大量に発生してるのはダニでありますから、そういったことも考えながら、また、十分な短期間での効果というのを発揮できる対策をとっていただけたらというふうに考えております。もちろん、それには1頭当たりの価格の上昇というのも含めてですけど、そういった流れをつくっていただきたいというふうに考えております。

次に入りたいと思っております。3番目の、捕獲した鳥獣の処分及び利活用についてであります。

猟友会の高齢化の実態と今後の組織等のシステムづくりについて伺うということですが、今までいろんなやりとりをさせていただきました。高齢化、弱小、地理的条件、さまざまなことがあります。犬の減少、そういったことを深めながら、鳥獣被害防止特措法で、平成28年度改正で防止策の効果的な推進をしてくださいたいということがあります。

そして、その防止計画を定める市町村、ここの中で指定管理鳥獣保護事業というのがございます。この指定管理事業を取り入れるところは、相互に連携



を図りながら協力するように努めなければならないとあります。

この指定管理鳥獣、これを説明するとかなり長い時間になりますけど、高齢化、さまざまな条件によって、なかなか従事する人が少なくなっていくだろうなど。片や、反面、本市は強い力で猟友会の方々に支援しておりますから、まだまだ何とか持続可能な部分があると思います。この持続可能な部分があるときにこそ、次の政策を打っていく。それが認定鳥獣捕獲事業者制度というのがあるみたいです。これは国も担当課には説明をしております、民間の活力を入れながら、そういった組織体を組織して、持続可能な鳥獣害対策を進めていくというのが大きな国の方針になっているようであります。

そこで、認定鳥獣捕獲事業者等の制度導入について伺います。

**○農政課長補佐（富永孝志君）** 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用ができないかとの御質問でございますが、この制度はさまざまな要件を満たす法人が都道府県の認定を受けて鳥獣捕獲を実施できるという制度でございます。現在、県内では2事業者が認定を受けている状況であります。

この制度の認定を受けるには、先ほど言いました法人でなければなりません。猟友会は現時点では任意団体でありまして、法人ではありませんので、これは制度導入が何年か前だったんですけど、このときに猟友会の意向をお聞きしましたが、その時点では認定申請の意向はないとのことでありました。

**○7番（西別府 治君）** 担当課が事細かに説明を先ほどからされておりますけど、市長、これは政策的なことだと私は考えております。

ある一定のレベルを保っている状態を維持していかなければなりません。そしてまた、猟友会の方々の高齢化、弱小化というのも考慮していかなければなりません。その中において、当時の猟友会はそれでよかったでしょうけど、今はNPOとかいろんな広い範囲でこの認定を受けられるようになっております。国もそうしていかないと、もうなかなかいいよねということが現実でありますので、ちょっと政策的なこと、市長、今の導入についてお伺いし

たいと思います。

**○市長（田畑誠一君）** 認定鳥獣捕獲等事業者制度というのが制定をされたということで、これは先ほど担当課のほうから説明をいたしました。説明がありましたとおり、現在、県内では2事業者が認定を受けているそうです。

それで、これは法人化をする必要があるということで、法人化されたのではないと受けられないということだったので、この制度が導入されたときに猟友会の皆さんには、今現在は任意団体でありますのでどうされますかという意向打診を市のほうでしておりますが、そのときは、今のところ認定の申請をする意思はないというのが猟友会の方々のお気持ちだったようであります。

ただ、今、西別府議員がお述べになっておられますとおり、今の鳥獣捕獲というのは、ずっと一貫していろいろ話をしてこられましたけれども、これは非常に農業振興ということで大きな課題だから、国もこういう制度をつくったと思うんです。ただ、その主役は、活躍、活動してくださる方は猟友会の方々ですから、これからは猟友会の皆様方の御意見をお聞きしながら対応してまいりたいと思います。

**○7番（西別府 治君）** 法人化ということも市長おっしゃいますけど、NPOとかさまざまな枠でできるようになっておりますから、難しいです、これ。難しいですけど、本市なら何とか理解をいただけるのかなど。そしてまた、犬の件も言っておりますけど、継続していくためには、皆さん猟友会の方々はわかっていらっしゃいます。何と何ができないよねというのがわかっていらっしゃいますので、こういったことも視野に入れながら、また、持続可能な部分での政策を伝えていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

次に入りたいと思います。ジビエの利活用についてであります。

これも国のほうが、市長が今おっしゃったように、特措法でもジビエとして活用しなさいというのも28年改正で入ってきております。それから、総合対策交付金でも、26年度の14%という食肉への利用率を平成35年度で30%まで上げていく、このことも政策

目標について出しております。

さまざまな支援というのが、市長がおっしゃるような部分がありますので、なかなか難しいと思います。食肉にしていくという部分については難しいですが、対策としてはジビエカーとかあります。そしてまた、ジビエジュニア、ジビエミニとか、さまざまな国が政策を出しておりますけど、何とかまた全体の流れの中で頭数が増えてきております。増えてきたということは、それを活用していかないといけないという部分があると思いますけど、いかがですか。なかなか難しい質問なんですけど。

**○市長（田畑誠一君）** ジビエの利活用の推進であります。

大きな課題であります。県内では御承知のとおり、伊佐市と阿久根市に処理加工施設があります。そこでジビエの利活用がなされているんでありますが、例えば阿久根市を例に申しますと、解体作業に係る経費として、市が年間約3,000万円補助をしています。非常に多額の経費がかかっているというのが実態なんです。

それで、有害鳥獣の獣肉と言えればよろしいんでしょうか、これを処理するには、なかなか現実的にいろんな問題があるんですね。例えば、血抜きをしてから1時間以内に施設に搬入しないと処理ができない。それから、国のほうで今度、移動式解体処理車とか、あるいは保冷車等の設備などの補助制度が、そういった意味で、6次産業化のために国の制度がスタートしておるんですが、今、前段で申し上げましたような状態で、実際、施設を整備して運営していくとなりますと、これは組織や人材もちろん必要でありますし、維持、継続していくには大変費用がかかるという大きな課題があるのが実態のようであります、現在のです。現段階ではそういうところあります。

**○7番（西別府 治君）** 捕獲しました鳥獣を、60キロ、70キロイノシシはあります。それが崖の下に落ちていたりして、持ち上げるというのはなかなか猟友会の皆さんには大変であろうと思います。軽トラックにウインチがついていまして、ちっちゃなクレーンがですね、それでぐーと持ち上げて、乗せて、

そして、プレハブでがちゃがちゃがちゃと畳めば、保冷というのができるみたいです。ですから、国はそういった現場に即応した対策については、かなり重厚に進めております。

市町村に今、そういった組織づくり、システムづくりを見て進めていくことが問われているのではないかなと思っております。

そしてまた、内閣府の地方創生の新型の推進交付金、この中にもいわゆるジビエについてはお金が入っております。

つまり、環境省、農水省、内閣府の三つが力をかけて進めている状態でありますから、後は市町村がやらなければ、我々の部分というのはそういったシステムづくりだと思います。

ちょっと時間がかかるかもしれませんが、また、お金もかかります、そういった意味では。ジビエカーがあれば、またそういったのも変わってきますけど、2,000万円ちょっとします。それを55%は補助が出るという話もありますから、何かこううまく活用しながら進めていかないと、猟友会の捕獲だけの流れだけでは、恐らく持続可能な部分というのは消えていくんじゃないかなと。やっぱりそういった利活用をしながら、地域資源としてのあり方というのを進めていかないと、国全体の流れからも、なかなかうまくいかないんじゃないか。なかなか大変ですけどね、これ。大変です。お金もかかりますけど、大変です。財政のことも含めながら。

また、そういったことも含めて、今、説明しておりますから、市長、国の政策等も含めた独自の部分というのを入れながら進めていただけたらなと思っております。

次に、もう時間が余りございませんので、6次化ということに入っていきたいと思っております。

6次化について、これはもう、今、市長が何回もおっしゃっていますように、加工、販売の部分ですけど、イオンというのがありまして、イオン九州、これはネットしておりますけど、今はジビエの鹿肉とか、鹿児島でも九州イオンが販売をしているわけがあります。これは、6次化ネットワークの活動交付金を使って、そういったことが今なされておるわ

けでございますけど、そこまで踏み込んでいく時間というのは、ちょっとロードマップ的には時間がかかるかもしれません。かかるかもしれませんが、視野に入れていかないと、捕獲だけでは、先ほどから申し上げているようになかなか難しいのかなと。

若い方々、特に女性は低脂肪でジビエの食べ物については意外と人気が出てきております。そして、活用の度合いも上げていくように国も進めておりますから、そういった流れの中を6次化まで含めた展開というのをする必要がありますけど、答弁いただきたいと思っております。

**○市長（田畑誠一君）** 先ほどから何回も申し上げておりますとおり、農業振興という意味で鳥獣の捕獲というのは非常に大事であって、それを今後はまた6次化するという事は、おっしゃいましたとおり、極めて今後大きな課題であって、それは有効的な取り組みですよ、もしうまくいったら。

そしてまた、片や環境問題という面からも、やはり検討をしなければならぬ。したがって国のほうも、先ほどお述べになったとおり、移動式解体処理車とか保冷車等の整備に支援をしようという制度を打ち出したと思うんですよ。

そこで、現実問題として捉えてみますと、例えば、シカを例にとりますと、個体の重量から食肉用としてとれるのは15%程度だそうです。大きなシカ1頭から15%しか肉にならないということですね。それから、わなで捕獲した、例えばイノシシの場合、捕獲後すぐに止め刺しをしなければ、捕獲されて暴れるわけですよ。暴れると、打ち身で臭みが増して食べられないそうです。それから今度は銃器で捕獲をする場合、頭や首を撃つものでなければ、腹を撃ってしまったら大腸菌が飛び出して、これも食用にならない。

それなら、処理の問題、環境の問題からいっても、その骨や皮や加工に取り組んでいるところもあるようです。ただ、それはまだ大きな需要はないということですね。そして、食肉や加工品に使わない部分については産業廃棄物になりますから、処分に非常に経費がかかると。非常に悲観的な現実の問題を話しましたが、こういう問題があるんですね。

そして、さらに何といたしても、ジビエを6次産業化、肉として食用に供するようになりますと、これはもちろん食品衛生法上のさまざまな規制をクリアしなければなりませんし、それを実現できる資格を持った人材や組織も必要となります。

このような問題が横たわっておりますので、だからして、国もこういう、今さっきから言っている支援制度を打ち出していると思うんですが、これからの6次産業につきまちはさまざまな、今、申し上げましたように課題がありますので、現時点では難しいと思いますが、やっぱり今後とも、さらに研究は続けてまいりたい、他市の状況やらも参考にしてまいりたいということは考えております。

**○7番（西別府 治君）** 屠殺法がございませんので、割と野生鳥獣についてはハードルが低く設定してあります。資格の問題もちょっとおっしゃいましたが、できます、そういったことはですね。ですからジビエカーというのが開発されて、進んでいるわけですね。あの中で全部できまして、進めていくことになります。

さまざまな撃ち方とかいろいろあります。でも、これも猟友会の方々に理解をしていただいて、止め刺しの時間等を含めた、これもクリアしていかないといけないことになっていくと思いますね。

ですから、明日、来年とかという話じゃなくて、やはりロングな部分でもこれをしていかないと、最終的には守るのは農地であります。農業者であります。そして、生産する品物であります。やはりそこらあたりを市長がおっしゃるように、イノシシと半分取りじゃいかんわけでありまして、ここら辺をうまく絡ませながら、そしてまた6次産業化に、難しいですけど進めていく、そういう時代が私は必ず来ると思います。人口減少の中で、その役割ができる人というのは少ないと思っています。今の時点でもですね。何回も言っておりますけど、本市は割とそういった意味では早い時点から重厚に手がけて、意識を持っていただいております。

猟友会の方々も含めてですね。ボランティアで頑張っている方もいます。猟犬のこともアナグマの件も、なかなか頑張っている方もいますけど、物の

限度というのがだんだん近づいているかもしれないです、私たちが見る中において。猟友会の方々は、まあ、まだよかつじゃがと、いげんかきばつでと。でも、まあ、じゃつどんなちゅう部分もあられると思います。でも、それを見据えながら、こういったことを議会が、そしてまた、こうして政策の部分を提案していくということが、私は今後大きな大事な部分になっていくのではないかなというふうに考えております。

市長の答弁としてはお聞きしましたけど、全体を通して、この鳥獣被害のことをもう一度お聞きしたいと思います。

**○市長（田畑誠一君）** 鳥獣被害対策というのは、今、お述べになられましたとおり、まさに農村を守るためです。農村を発展させるためです。そういったことで、市としましても議会の皆さんの御理解をいただきながら、補助制度を設けさせてもらっています。

ことほどさように深刻ですから、本市はイノシシ1頭7,000円、他市より多いですけども、それから国が8,000円の補助制度をしたときも、本市は今言われましたとおり、いち早く、どこの町より早く、制度のスタートと一緒に導入しました。それで、猟友会の皆さん方からも大変喜んでいただいたんですが、こんな気持ちでこれからも取り組んでまいりたい。

そして、我々が今、西別府議員さんと議論をしておりますけれども、何よりも猟友会の方々が捕獲の実態をどんどん増やしていきたいということは、もちろん農村を守りたい、後継者が心配だと、いろんなことで猟友会の皆さん自体が一番真剣に取り組んでおられます。非常にありがたいことだと思っています。これからもそういう思いで、市も議会の皆さんの御意見を今いろいろお聞きしました。そういった思いで進めてまいりたいと思っています。

**○7番（西別府 治君）** 中山間地域のいわゆる農地を守るために、一般会計で農政の予算でも、かなり補助を30年度はするようになっております、守っていくためのですね。かつ、こういった鳥獣害対策とあわせて、セットでやっぱり進めていく必要が、

今おっしゃるような部分を大切にしながら、本市の1次産業を守っていきたいというふうに考えております。

これで全ての質問を終わりたいと思います。

**○議長（平石耕二君）** 次に、江口祥子議員の発言を許します。

[2番江口祥子君登壇]

**○2番（江口祥子君）** 皆様、こんにちは。公明党の江口祥子でございます。

春本番、大分春らしく、日差しも暖かくなってまいりました。そういった中で、今回、市民の皆様から寄せられた要望をもとにした質問となります。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

初めに、本市の公共施設において、放置自動車の現状についてお尋ねいたします。

串木野フィッシャリーナ駐車場に、長年4台の宮崎ナンバーの車両が放置されています。違法なこのような放置自動車に対する本市の対策を伺います。

これをもって、壇上からの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 江口祥子議員の御質問にお答えをいたします。

フィッシャリーナ施設内の放置自動車の現状についてであります。いろいろお調べになって、今、御質問なさいました。

現在、フィッシャリーナの船舶保管施設用地に放置されている自動車は、普通車が3台、軽自動車が1台、計4台であります。自動車の所有者につきましては、4台とも同じ所有者で、フィッシャリーナを利用している県外の方であります。

放置自動車の対応策につきましては、放置されている場所が鹿児島県の用地であり、これまでも連携をとりながら所有者に対して自動車の移動の要請を行っているところでありますが、移動されていない状況であることから、引き続き鹿児島県と連携をとりながら、移動の要請を続けるとともに、移動されない場合は法に基づいた対応も視野に入れてまいりたいと考えております。

**○2番（江口祥子君）** ヨットハーバーの串木野フ

フィッシャリーナは、照島神社となぎさ公園がまとまって構成された、釣り人にとっても地元の人々にとっても、格好の憩いの場となっております。このような公営の観光スポットに長年放置されている車両について、市民からの苦情は届いていませんか。お伺いいたします。

**○水産商工課長（平川秀孝君）** フィッシャリーナにおける放置自動車への苦情についてでございます。

水産商工課のほうにも自動車の放置があるということで御相談とかもございまして、県のほうと相談しながら、市長が答弁申しましたように、対応を行っているところでございます。

**○2番（江口祥子君）** 今回、近隣の市に、同様の状況下における対応について調査しました。

まず、軽自動車については、市に情報があるために、すぐに持ち主を特定し、自宅を訪問するなどの手立てを打つそうであります。

普通自動車等については、県が管理しているために、すぐに警察に相談するとのこと。これは、本人が対応しない軽自動車も同様です。

持ち主が県外などのため、本市のように封書での通達を行いますが、持ち主が対応しない場合は、違法駐車車両として警察がレッカー移動すると聞きました。本市では、なぜそのような警察への相談をしなかったのかお尋ねいたします。

**○水産商工課長（平川秀孝君）** フィッシャリーナにつきましては県の所有となっていることから、県のほうと協議をしながら対応を行っているところでございます。

**○2番（江口祥子君）** ここ、串木野フィッシャリーナの場合、市民の話によると、5年ほど前から市に苦情を申し立てしているとのこと。警察に相談して、違法なことを行っている所有者に対して早急にしっかりと対応をしていただきたいと思いますが、他市にできていることが本市にできないことがあるのでしょうか。5年も放置して、一体この4車両はいつまでここに放置され続けるのでしょうか。市長の見解を伺います。

**○市長（田畑誠一君）** ただいま江口議員のほうから、具体的に調査をなさって、他市の例も引き合い

に出されまして、今、御質問をいただきました。

おっしゃいますとおり、4年も前からといったら随分長い期間であります。その間、県と協議をしたとはいえ、この放置されている自動車について解決しなかったということは大変申しわけなかったと思っております。

これからは、さっき申し上げましたとおり、県と協議をもちろんしながらではありますけれども、法に基づいた視野を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

**○2番（江口祥子君）** それでは次に、障がい者に優しいまちづくりの観点から、ヘルプマークやヘルプカードの作成についてお伺いいたします。

発達障害や精神障害があり、困難をうまく伝えることのできない方や、義足や人工関節を使用している人など、内部障害や難病を抱え、配慮や手助けが必要であるが外見からはわかりづらい人々が、自分が困っていることを周りの人に伝えられなかったり、事故やトラブルに巻き込まれて傷つくことを回避するために、東京で初めて導入され全国的に広がったと言われております。

本市でも、優しいまちづくりの観点から、ヘルプマークやヘルプカードの普及、啓発を考えないか、お尋ねいたします。

**○市長（田畑誠一君）** まず、ヘルプマークにつきましては、障害のある方や、今、江口議員がお述べになったとおり、難病の方、あるいは妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークとして導入されたものであります。国としては、2020年の東京オリンピックに向けた案内用の記号として、昨年7月にJ I S規格に追加し、現在、21都道府県で取り組みが始まっているところであります。

ヘルプカードについては、災害時等に必要な支援を周囲に求めることができるよう、緊急連絡先や必要な支援内容等を記載してあるものであります。

県の取り組みですけど、県のホームページにヘルプマークの説明が掲載されておりますが、具体的な導入はされておらず、認知といいますか、人々に余

り認知のほうが進んでいないようであります。

本市での取り組みですけれども、本市における導入については、県内どこでも対応できるように、広く県内全市町村で取り組むべき事項でありますから、県内で統一した導入と広報、周知が望ましいと、昨年11月の県下各市町福祉事務所長会議において、県下統一のヘルプマーク及びヘルプカードの導入について検討をし、県へ要望書を提出して、導入に向けて、今、取り組んでいるところであります。

**○2番（江口祥子君）** この対策が講じられている地域では、がんと闘っておられる方が抗がん剤の副作用で手足にしびれ、麻痺がありながらも、外出のとき、いつもヘルプマークをつけていて、周りの人が気づかってくれるので、安心して外出できると喜びを伝えてくださる方もいらっしゃるようです。また、市民の認知度が上がり、席を譲ってくれる若者もいたりして、心温まるさわやかな気持ちになりましたとの声も寄せられています。

ヘルプマークは鹿児島県ではまだ導入されていませんが、待ち望む声が上がっています。障害を抱えた人には、ヘルプマークが安心の杖になると思います。

再度、本市でもヘルプマークやヘルプカードの作成に取り組むことができないものか、市長の見解を伺います。

**○市長（田畑誠一君）** ヘルプマーク、ヘルプカードの先行導入についてであります。

ヘルプマーク、ヘルプカードの導入につきましては、先ほど申し上げましたが、県下各市町福祉事務所長会議で一斉に県下統一してやってもらいましょうと、導入しましょうということで県に要望書を提出しているところであります。これからも積極的に取り組んでまいりたいと思います。

**○2番（江口祥子君）** このマークは、経済産業省により2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、案内用の図記号として追加されています。案内用図記号は不特定多数の人が出入りする施設等で、言葉によらず、目で見ただけで、そのような方に対する内容を可能にする図記号です。

本市で希望する対象の方にはこれらのマークを配

付し、また、市民向けにこのマークの意味などをしつかり広報することなどを今後前向きに検討されるよう申し入れし、私の一般質問を終わります。

**○議長（平石耕二君）** 以上で本日の日程は終了しました。

---

△散 会

**○議長（平石耕二君）** 本日はこれで散会します。  
散会 午後2時08分